

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	平成26年7月29日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本たばこ産業株式会社 代表取締役社長 小泉光臣 電話 03-3582-3111
--	--

主たる業種	たばこ製造業(葉たばこ処理業を除く)					細分類番号	1	0	5	1			
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ 又はウ <input type="checkbox"/> エ												
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで												
基本方針	たばこ製品工場における百万本あたり排出量を2012年度に1995年度比で12%削減、2020年度に1995年度比で15%削減を目指す。												
計画を推進するための体制	CSR担当副社長が「環境管理統括者」として環境マネジメントを統括し、また各部門長が「環境管理責任者」として所管部門およびグループ会社における環境マネジメントを推進することで、グループ全体が一丸となって取り組む体制を構築している。 CSR推進委員会では、JTグループ環境行動計画の策定・進捗状況管理、マネジメントの実施状況や諸施策の審議を行うことで、各部門およびグループ全体の環境マネジメントの推進を図っている。												
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率							
	事業活動に伴う排出の量 (生産数量: 千万本)	22,154.0 トン	21,763.0 トン	20,362.7 トン	14,786.3 トン	-14.4	パーセント	評価の対象となる排出の量	21,890.9 トン	21,763.0 トン	20,362.7 トン	14,786.3 トン	-13.3
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	夏冬の節電対策として、各種の節電メニューを設定し実行した効果と、生産用設備の更新、空調設備の高効率化およびCO2低減に向けたプロジェクト活動により、第2年度を上回る低減ができた。											
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率						
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量: 千万本)	6.11	5.46	5.40	5.22	-12.28	パーセント	評価の対象となる排出の量	()	()	()	()
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	夏冬の節電対策として、各種の節電メニューを設定し実行した効果と、生産用設備の更新、空調設備の高効率化およびCO2低減に向けたプロジェクト活動により、第2年度を上回る低減ができた。											
	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考								
100.0 パー	108.0 パー	104.0 パー	104.0 パー										
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	空気圧縮機1台、第一変速機変速器7台、排水処理バックプロア、吸収式冷凍機用冷却塔4基の充填材等の更新及び冷却水塔の水質向上策による効率アップを図った。また、照明のLED化、ソーラーレディオランプ及び人感センサーの導入並びに空気調和器の換気ポンプ運転台数削減策を実施した。											
	(24) 年度	空気圧縮機、変速機の更新により効率向上を図った。また、圧縮空気配管系統の細分化と電動弁の設置によりエア使用の最適化を実施。その他にもプロジェクト活動の一環として冷凍機の運転効率向上策や換気扇のLED化を実施した。											
	(25) 年度	空気圧縮機の更新、空調用ファンのインバーター化、冷水噴霧ノズルの形状変更により効率向上を図った。また、圧縮空気配管系統の細分化と電動弁の設置、および照明のLED化については拡大展開を実施。その他にもプロジェクト活動の一環として、見える化の細分化と管理手法の変更等、ソフト面での更新を実施。											
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	特段の措置はなし											
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	通勤経路および方法については、社員からの申請に対し経済合理性等を勘案し「社会一般に通常利用される経路および方法」により決定する。但し、事業所において駐車場所の確保が困難な場合は認められない。また、工場は交替勤務のため、通勤に公共交通機関が使用できない。なお、通勤距離2km未満については交通費の支給はしていない。(自転車・歩行通勤の推進)											
	区 分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考								
森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン										
地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン										
再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン										
グリーン電力証券等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン										
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン										
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン										
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> 国内外で植林/森林保全活動を実施し、国内では現在9か所の「JTの森」を開設し、森を育て守っていく活動を継続。 市民参加型の清掃活動「ひろえば街が好きになる運動」を展開し、H25年度は全国で累計1500回以上の開催述べ150万人の方に参加いただいた。 												
特記事項													

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。